

一般社団法人 全国建設業協会 資料

「全建における担い手確保・育成に関する取組み」

1. 将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針
2. 建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ
3. 第1回社会保険加入促進計画推進実務者会議

平成 27 年 2 月 20 日

将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針

はじめに

長年にわたる建設投資の大幅な減少と受注競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境は悪化し、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せ等により建設企業は疲弊し、離職者の増加、若手入職者の減少といった構造的な問題に直面してきた。

我々の使命は、国民の生活と経済活動の基盤である社会資本の整備・維持管理、災害時における緊急対応や復旧活動等により、わが国経済の発展に貢献するとともに、地域の安全・安心を確保することにある。

国において、昨年「担い手 3 法」が全会一致で改正され、建設産業の再生への目標が示され、発注者及び受注者の双方に担い手確保・育成の責務が明記された。さらに、建設産業活性化会議において総合的な人材確保・育成対策の推進が取りまとめられた。

建設産業活性化会議とりまとめに呼応し、ここに、全国建設業協会として、将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針を策定するものである。

1 処遇の改善

(1) 賃金水準の確保等

建設労働者の処遇の改善を図るため、適切な賃金水準の確保に努めるとともに、下請企業に対しても適切な水準の賃金を支払うよう要請・指導する。

社会保険加入促進については、平成 24 年に策定した社会保険加入促進計画に基づき、下請選定時に、元請による加入状況の確認・指導を徹底する。また、民間建築工事においても法定福利費が確実に確保されるよう努めるとともに、再下請企業等についても加入状況の確認に努める。

標準見積書の活用については、社会保険の加入に関する下請指導ガイド

ラインにそって、確実に法定福利費が技能労働者にいきわたるよう、その提出指導を徹底するとともに、加入させているか確認に努める。

(2) 労働環境の改善

現場の安全衛生管理については、過重労働を排し、無理のない作業環境を整えるとともに、安全衛生教育の徹底・安全衛生経費の確保に努め、労働災害を防止する。また、労働時間の短縮や作業の軽減に資する機械化、プレキャスト化、IT化、工法の見直し、工事関係書類の簡素化等については、発注者と連携しつつ取り組む。

週休2日制については、適切な労務単価の確保、適正工期の設定、現場での工程管理の徹底により、実現を目指す。また、変形労働時間制の導入や有給休暇の取得率の向上など休暇を取りやすい就業環境の整備に努める。

賃金等の処遇改善のためには、適正な利潤の確保が必要である。このため、行き過ぎた重層化やダンピング受注は行わず、技能労働者の賃金水準を確保できる請負契約の締結に努める。

2 将来の担い手づくり

(1) 担い手の確保

若年者対策については、教育関係者との意見交換会、インターンシップ、職場見学会、出前講座の開催等の機会を通じ、建設産業への理解を高める活動を展開する。

入職前後の若年者の関心を高め、スキルアップを図るため建設関係の資格取得の支援を行う。

(2) 担い手の育成

技術力・技能力の向上を図るため、地域ネットワークを構築する建設産業担い手確保・育成コンソーシアムを通じ、富士教育訓練センターの充実、三田建設技能研修センター、広島建設アカデミー、廃校を活用した人材訓練センター運営等人材育成の取組を進める。訓練については厚生労働省の助成金も活用する。

若手技術者のスキルアップ研修の実施や各種技術コンクール・技能競技大会への応募を積極的に支援する。

(3) 国等の育成策の積極的活用

技能労働者の確保・育成は喫緊の課題であり、このため、厚生労働省や国土交通省の人材確保のため政策を積極的に活用し、雇用管理の改善、技能労働者の能力開発、女性の活躍の場の拡大を図る。また、建設業退職金共済制度の加入を促進する。

3 多様な人材の活躍

変動する社会に対応するためには、女性、高齢者、外国人などの多様な人材が活躍できる職場の実現が重要である。

女性の入職・定着の促進のため、インターンシップ、職場見学会や女性技術者との交流会等を開催する。また、育児・介護等家庭との両立支援、トイレ・更衣室等の整備に努める。男性職員が育児・介護・家事に、より積極的にかかわれるようにするとともに、短時間勤務制度、フレックスタイムの導入など労働時間の短縮等に努める。

高齢者については、若年者の確保育成に時間を要することから、経験ある高齢者の継続雇用、職場復帰を進め、労働時間の短縮など高齢者に配慮した作業環境の改善に努める。

外国人技能実習制度の適切な運用に努めるとともに、平成27年4月から始まる外国人建設就労者受入事業において、外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインにそって、受入企業の指導を適切に行う。

4 戦略的広報の展開

専門紙・一般紙等のマスコミ媒体、動画投稿サイトなどの各種ツールや様々なイベントを通じて、建設産業の必要性・重要性を分かりやすく広く国民一般に訴えるため、自らコンプライアンスの徹底を図り、災害対応や社会貢献活動など官民一体となった戦略的広報の展開を図る。

職場見学会やインターンシップ、出前講座等を開催するとともに、高校生はもとより小・中学生や父兄等とのコラボレーション活動など、より魅力的な建設産業を目指す取組の拡大を図る。

建設業における女性の活躍の場の 拡大へのロードマップ

～建設業に働く女性の倍増を目指して～

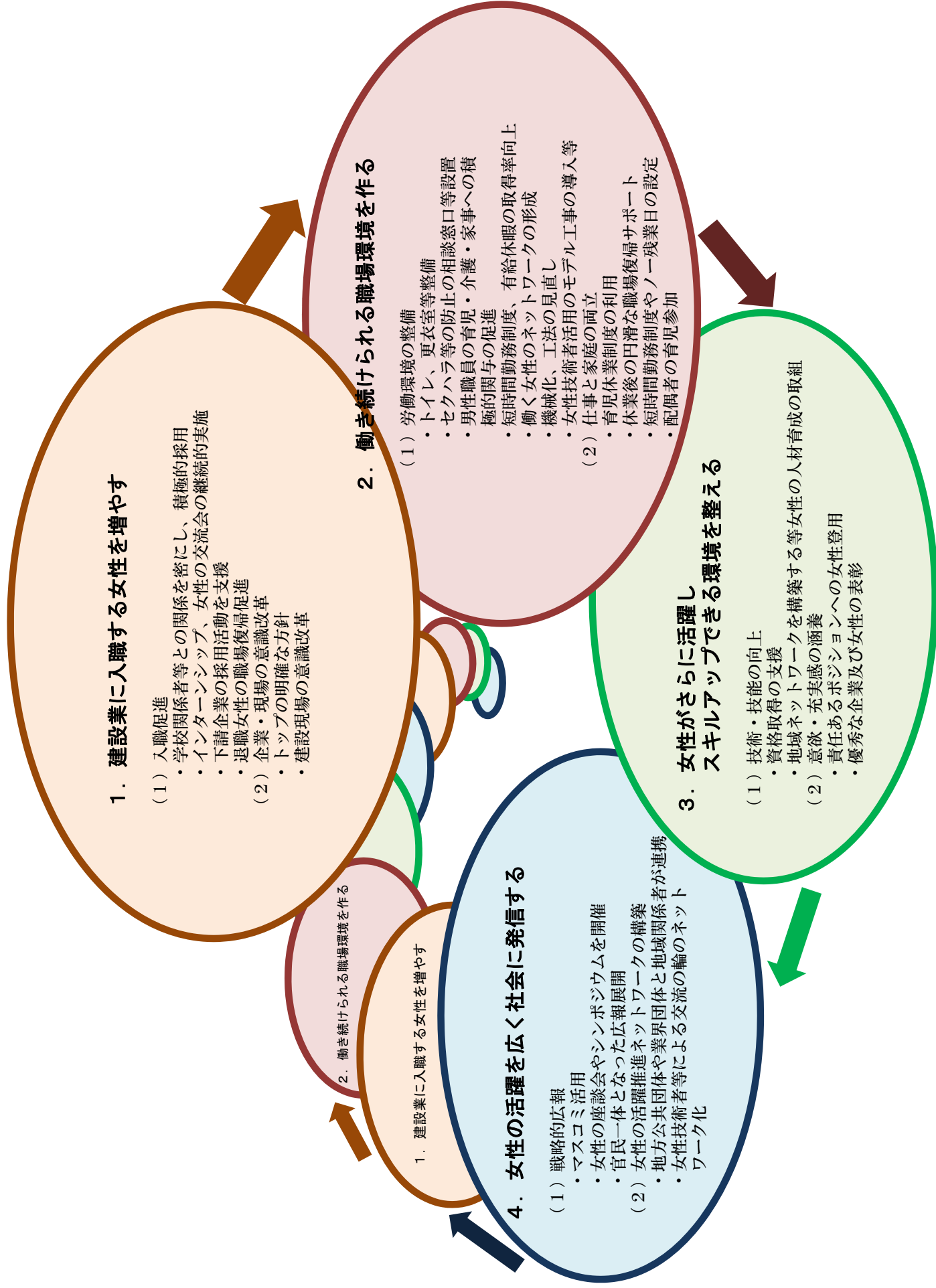
平成26年8月22日国土交通大臣と建設業5団体との間で「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」が策定された。行動計画では、①建設業に入職する女性を増やす②働きつづけられる職場環境を作る③女性がさらに活躍しスキルアップできる環境を整える④建設業での女性の活躍を広く社会に発信することとされた。

全建においては、平成26年度事業計画において「女性の活躍の場の拡大等」を重点事項として位置づけ、そのためのロードマップを作成すべく、労働委員会のもとに「建設産業の担い手確保・育成ワーキンググループ」を設置し、3回にわたり審議を重ね、10月の地域懇談会で議論を深めた。一方、会員企業調査でデータを収集し、11月には、「女性の活躍応援フォーラム」を開催するなどの検討準備を進め、労働委員会の2回の審議を経て、理事会においてとりまとめられるのである。

全建が平成26年9月に実施した協会傘下会員企業の女性職員の在職採用状況調査によると職種別では、技術者・技能者の数は少数にとどまっている。比較的数の多い事務職においても管理職登用が課題となっている。

女性の少ない現状を改善し、建設現場に女性が積極的に参加し、生き生きと働くために、本ロードマップは、上記の成果を踏まえ、もっと女性が活躍できる建設業を実現するための道筋を示すものである。

建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ



平成27年3月26日
〔午後15:00～16:10〕

◎第1回社会保険加入促進計画推進実務者会議次第

1. 開 会

2. 講 演：「建設業の社会保険加入促進」

—雇用に向けて重層構造を改善— (50分)

国土交通省土地・建設産業局

建設市場整備課長 屋敷次郎様

3. 実務者会議の今後の進め方について

- ・先進協会における事例紹介
- ・「社会保険加入促進計画」推進マニュアル
- ・社会保険加入促進のためのQ&A
- ・社会保険加入の実情を踏まえた重点強化キャラバン

4. 意見交換(16:00～16:10)

5. 閉 会 (16:10)

以 上

<終了後、専務・事務局長会議後の懇談会 9階会議室 16:15～17:30>